

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.31

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、65歳以上の働き方と雇用保険についてです。

?



相談者

Q

私は65歳で定年後の継続雇用を終了しました。幸い身体は丈夫でこれといった持病もないので、これから短時間で2か所の職場で勤務することを考えています。短時間勤務（週20時間未満）なので雇用保険加入は無理だと思っていますが、2か所以上の勤務で週に20時間以上なら雇用保険の加入は可能でしょうか？

A

はい、可能です。

一般の労働者が雇用保険に加入するには「①1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「②31日以上継続して雇用される見込みがあること」いずれの条件にも該当することが必要となります。

しかし平均寿命が延びていることや高齢者の就業機会を確保することなど、65歳以上の人を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が令和4年1月から施行されています。



城間先生

Q

マルチジョブホルダー制度（マルチ高齢被保険者）の加入条件は何ですか？

A

「加入条件」として以下の①、②、③をすべて満たしていることが必要となります。

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
 - ②2つの事業所（それぞれの1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間（雇保則65条の7）以上20時間未満であること）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上あること、2つの事業所の雇用主は異なる事業主であること
- 例）A事業所勤務が週15時間 B事業所勤務が週8時間のような場合がこれにあたります。

Q

退職した場合の失業給付の内容は？

A

高齢被保険者が退職した場合と同様で、原則として退職日以前1年間に被保険者期間が**6ヶ月以上**あること。支給日数は下記の表のとおり被保険者期間に応じ**一時金**として支給されます。

算定基礎期間	1年以上	1年未満
給付日数	50日	30日

※手続きについては、被保険者資格取得届、喪失届などすべてマルチ高齢被保険者本人が、自身の居住している管轄のハローワークで行います。本人の申し出により適用される制度ですが、その後は強制加入の被保険者と同様であり、加入条件に該当しなかった場合を除き、任意脱退は認められていません。

なお、保険料については強制加入被保険者と同様に、納付義務は事業主にあり、保険料負担も強制加入被保険者と同様になります。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：9日（金）・16日（金）・23日（金）・30日（金）

2月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

